

考査項目別運用表（公共建築工事）

R7.4.1 適用
 （建築、電気、機械・工事主任用）

考査項目	細別	対象	a	b	c	d	e
			施工体制が優れている	施工体制が良好である	施工体制が適切である	施工体制がやや不適切である	施工体制が不適切である
1. 施工体制	I. 施工体制一般		【評価対象項目】 ☐ ①作業の分担の範囲が、下請業者を含め、書面に明確に記載されている。 ☐ ②品質管理体制が、書面に適切に記載されている。 ☐ ③安全管理体制が、書面に適切に記載されている。 ☐ ④現場の施工体制（品質管理・安全管理を含む）が、書面と一致している。 ☐ ⑤工事規模に応じた人員、機械配置がなされ施工している。 ☐ ⑥建設業退職金共済制度（建退共）の趣旨を下請業者等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受け払い簿等により適切に把握されている。 ☐ ⑦元請業者が、下請業者の施工結果を十分に検査している。 ☐ ⑧現場における施工体制に対し、本支店等による十分な支援体制を整え実施している。 ☐ ⑨「施工プロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 ☐ ⑩その他 理由：			（減点）該当すればd評価とする。 ☐ 施工体制一般に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。	（減点）該当すればe評価とする。 ☐ 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
			該当項目が90%以上.....a 該当項目が80%以上90%未満.....b 該当項目が60%以上80%未満.....c 該当項目が60%未満.....d			①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%) 計算の値で評価する。 ③評価値(%)={ ()評価数/()対象評価項目数}×100	
	II. 配置技術者 (現場代理人等)		a	b	c	d	e
			配置技術者として優れている	配置技術者として良好である	配置技術者として適切である	配置技術者としてやや不適切である	配置技術者として不適切である
			【評価対象項目】 ☐ ①現場代理人として、工事全体の把握ができている。 ☐ ②現場代理人として、監督職員への報告、協議等を書面で行っている。 ☐ ③契約書、設計図書等を理解し、現場に反映して工事を行っている。 ☐ ④工事請負契約約款第18条（条件変更等）第1項（以下「契約約款第18条」という。）に基づく設計図書の照査を行っている。 ☐ ⑤書類及び資料が適切に整理されている。 ☐ ⑥作業環境、気象、地質条件等の把握及び対応に努めている。 ☐ ⑦工事に必要な専門技術者を選任し、配置している。 ☐ ⑧作業に必要な作業主任者を選任し、配置している。 ☐ ⑨主任（監理）技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めている。 ☐ ⑩施工体制、施工状況を把握し、下請け、部下等をよく指導している。 ☐ ⑪施工等に伴う提案又は工夫をもって工事を進めている。 ☐ ⑫「施工プロセス」チェックリストのうち、配置技術者（現場代理人／監理技術者／主任技術者）について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 ☐ ⑬その他 理由：			（減点）該当すればd評価とする。 ☐ 配置技術者に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。	（減点）該当すればe評価とする。 ☐ 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
			該当項目が90%以上.....a 該当項目が80%以上90%未満.....b 該当項目が60%以上80%未満.....c 該当項目が60%未満.....d			①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%) 計算の値で評価する。 ③評価値(%)={ ()評価数/()対象評価項目数}×100	

※1. 建築一式工事を施工する場合において、一式工事の内容である他の建設工事（専門工事）を自ら施工する時は、当該専門工事に関し資格を有する者を置くものとする。
 なお、主任技術者が当該専門工事の資格を有していれば、専門技術者を兼ねることができる。
 ※2. 作業主任者を専任すべき作業は、労働安全衛生法施行令第6条による。
 ※3. 特例監理技術者の指導により監理技術者補佐が適正に実施した場合は、特例監理技術者を評価するものとする。

考査項目別運用表（公共建築工事）

考査項目	細別	対象	a	b	c	d	e
			施工体制が優れている。	施工体制が良好である。	施工体制が適切である。	施工体制がやや不適切である。	施工体制が不適切である。
1. 施工体制	Ⅰ. 施工体制一般		〔評価対象項目〕 ☐ ①作業の分担の範囲が、下請業者を含め、書面に明確に記載されている。 ☐ ②品質管理体制が、書面に適切に記載されている。 ☐ ③安全管理体制が、書面に適切に記載されている。 ☐ ④現場の施工体制（品質管理、安全管理を含む）が、書面と一致している。 ☐ ⑤工事規模に応じた人員、機械配置がなされ施工している。 ☐ ⑥建設業退職金共済制度（建退共）の趣旨を下請業者等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受け払い簿等により適切に把握されている。 ☐ ⑦元請業者が、下請業者の施工結果を十分に検査している。 ☐ ⑧現場における施工体制に対し、本支店等による十分な支援体制を整え実施している。 ☐ ⑨「施工プロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 ☐ ⑩その他（理由： ）			（減点）該当すればd評価とする。 ☐ 施工体制が不備であり、監督職員から文書による改善指示を行った。	（減点）該当すればe評価とする。 ☐ 施工体制が不備であり、監督職員から文書による改善指示を行った。
			該当項目が90％以上・・・・・・・・・・ a 該当項目が80％以上90％未満の場合・・・・ b 該当項目が60％以上80％未満の場合・・・・ c 該当項目が60％未満の場合・・・・・・・・ d			①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値（ % ）＝ {（ ）評価数 / （ ）対象評価項目数} ×100	
	細別	対象	a	b	c	d	e
	Ⅱ. 配置技術者（現場代理人等）		配置技術者として優れている。	配置技術者として良好である。	配置技術者として適切である。	配置技術者としてやや不適切である。	配置技術者として不適切である。
			〔評価対象項目〕 ☐ ①現場代理人として、工事全体の把握ができている。 ☐ ②現場代理人として、監督職員への報告、協議等を書面で行っている。 ☐ ③契約書、設計図書等を理解し、現場に反映して工事を行っている。 ☐ ④工事請負契約約款第18条（条件変更等）第1項（以下、「契約約款第18条」という。）に基づく設計図書の照査を行っている。 ☐ ⑤書類及び資料が適切に整理されている。 ☐ ⑥作業環境、気象、地質条件等の把握及び対応に努めている。 ☐ ⑦工事に必要な専門技術者を選任し、配置している。 ☐ ⑧作業に必要な作業主任者を選任し、配置している。 ☐ ⑨主任（監理）技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めている。 ☐ ⑩施工体制、施工状況を把握し、下請け、部下等をよく指導している。 ☐ ⑪施工等に伴う提案又は工夫をもって工事を進めている。 ☐ ⑫「施工プロセス」チェックリストのうち、配置技術者（現場代理人／監理技術者／主任技術者）について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 ☐ ⑬その他（理由： ）			（減点）該当すればd評価とする。 ☐ 配置技術者に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。	（減点）該当すればe評価とする。 ☐ 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
			該当項目が90％以上の場合・・・・・・・・・・ a 該当項目が80％以上90％未満の場合・・・・ b 該当項目が60％以上80％未満の場合・・・・ c 該当項目が60％未満の場合・・・・・・・・ d			①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値（ % ）＝ {（ ）評価数 / （ ）対象評価項目数} ×100	

※1. 建築一式工事を施工する場合において、一式工事の内容である他の建設工事（専門工事）を自ら施工する時は、当該専門工事に関し資格を有する者を置くものとする。なお、主任技術者が当該専門工事の資格を有していれば、専門技術者を兼ねることができる。
 ※2. 作業主任者を専任すべき作業は、労働安全衛生法施行令第6条による。
 ※3. 特例監理技術者の指導により監理技術者補佐が適正に実施した場合は、特例監理技術者を評価するものとする。

考査項目別運用表（公共建築工事）

R7.4.1 適用
 （建築、電気、機械・工事主任用）

考査項目	細別	対象	a	b	c	d	e
			施工管理が優れている	施工管理が良好である	施工管理が適切である	施工管理がやや不適切である	施工管理が不適切である
2. 施工状況	I. 施工管理	対象	【評価対象項目】 ☐ ①契約約款第18条に基づく設計図書の照査結果について、協議を行っている。 ☐ ②施工計画書が、工事着手前（計画内容に変更が生じた場合を含む）に提出されている。 ☐ ③施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっている。 ☐ ④施工計画書に、出来形・品質確保のための記載がある。 ☐ ⑤施工計画書に基づき、出来形・品質の管理を、常時適切に行っている。 ☐ ⑥施工図作成にあたり、関連工事と遅滞なく、調整が十分に図られている。 ☐ ⑦工事打合せ書等の工事記録の整備が、適時に行われている。 ☐ ⑧施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致している。 ☐ ⑨一工程の施工の検査・確認の報告が、適時に行われている。 ☐ ⑩現場内での整理整頓が、常時行われている。 ☐ ⑪使用する建築材料（以下「材料」という。）・設備機材（以下「機材」という。）の調達の計画及び搬入後の管理が適切である。 ☐ ⑫社内検査が計画的に行われている。 ☐ ⑬独自のチェックリスト等の管理基準により、管理されている。 ☐ ⑭低騒音、低振動及び排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 ☐ ⑮建設廃棄物の処分及び建設副産物のリサイクルへの取り組みが、適切に行われている。 ☐ ⑯「施工プロセス」チェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 ☐ ⑰その他（理由： ）			（減点）該当すればd評価とする。 ☐ 施工管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。	（減点）該当すればe評価とする。 ☐ 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
			該当項目が90%以上.....a 該当項目が80%以上90%未満.....b 該当項目が60%以上80%未満.....c 該当項目が60%未満.....d			①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%) 計算の値で評価する。 ③評価値(%)＝{()評価数/()対象評価項目数}×100	
	細別	対象	a	b	c	d	e
			工程管理が優れている	工程管理が良好である	工程管理が適切である	工程管理がやや不適切である	工程管理が不適切である
	II. 工程管理	対象	【評価対象項目】 ☐ ①実施工程表が工事着手前に提出され、関連工事との調整も適切に行っている。 ☐ ②現場での工程管理を詳細工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握している。 ☐ ③工程のフォローアップを実施し、受注者の責により関連工事及び施設管理者等に対し、影響を及ぼす工程の遅れがない。 ☐ ④現場または施工条件の変更への対応が積極的で、処理が早い。 ☐ ⑤工程に関する各種制約等があるにもかかわらず、工期内にスムーズに作業を行っている。 ☐ ⑥受注者の責による夜間や休日の作業がない。 ☐ ⑦休日・代休の確保を行っている。 ☐ ⑧近隣住民（施設管理者等を含む）との調整を積極的に行い、円滑な工事進捗を行っている。 ☐ ⑨「施工プロセス」チェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 ☐ ⑩その他 理由： 該当項目が90%以上.....a 該当項目が80%以上90%未満.....b 該当項目が60%以上80%未満.....c 該当項目が60%未満.....d			（減点）該当すればd評価とする。 ☐ 工程管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。	（減点）該当すればe評価とする。 ☐ 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
						①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%) 計算の値で評価する。 ③評価値(%)＝{()評価数/()対象評価項目数}×100	

調査項目	細別	対象	a	b	c	d	e
			施工管理が優れている。	施工管理が良好である。	施工管理が適切である。	施工管理がやや不適切である。	施工管理が不適切である。
2. 施工状況	Ⅰ. 施工管理	[評価対象項目] ☐ ①契約約款第18条に基づく設計図書の照査結果について、協議を行っている。 ☐ ②施工計画書が、工事着手前（計画内容に変更が生じた場合を含む）に提出されている。 ☐ ③施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっている。 ☐ ④施工計画書に、出来形・品質確保のための記載がある。 ☐ ⑤施工計画書に基づき、品質の管理を常時適切に行っている。 ☐ ⑥工事打合せ書等の工事記録の整備が、適時に行われている。 ☐ ⑦施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致している。 ☐ ⑧一工程の施工の検査・確認の報告が、適時に行われている。 ☐ ⑨現場内での整理整頓が、常時行われている。 ☐ ⑩社内検査が計画的に行われている。 ☐ ⑪独自のチェックリスト等の管理基準により、管理されている。 ☐ ⑫低騒音、低振動及び排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 ☐ ⑬建設廃棄物の処分及び建設副産物のリサイクルへの取り組みが、適切に行われている。 ☐ ⑭「施工プロセス」チェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 ☐ ⑮その他（理由： 該当項目が90%以上・・・・・・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満の場合・・・・・・ b 該当項目が60%以上80%未満の場合・・・・・・ c 該当項目が60%未満の場合・・・・・・・・・・ d ①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、 評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値（ %）＝ {()評価数/()対象評価項目数} ×100)	(減点) 該当すればd評価とする。 ☐ 施工管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。	(減点) 該当すればe評価とする。 ☐ 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。			
		細別	対象	a	b	c	d
			工程管理が優れている。	工程管理が良好である。	工程管理が適切である。	工程管理がやや不適切である。	工程管理が不適切である。
	Ⅱ. 工程管理	[評価対象項目] ☐ ①実施工程表が工事着手前に提出され、関連工事との調整も適切に行っている。 ☐ ②現場での工程管理を詳細工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握している。 ☐ ③工程のフォローアップを実施し、受注者の責により関連工事に対し、影響を及ぼす工程の遅れがない。 ☐ ④現場または施工条件の変更への対応が積極的で、処理が早い。 ☐ ⑤工程に関する各種制約等があるにもかかわらず、工期内にスムーズに作業を行っている。 ☐ ⑥受注者の責による夜間や休日の作業がない。 ☐ ⑦休日・代休の確保を行っている。 ☐ ⑧近隣住民（施設管理者等を含む）との調整を積極的に行い、円滑な工事進捗を行っている。 ☐ ⑨「施工プロセス」チェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 ☐ ⑩その他（理由： 該当項目が90%以上・・・・・・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満の場合・・・・・・ b 該当項目が60%以上80%未満の場合・・・・・・ c 該当項目が60%未満の場合・・・・・・・・・・ d ①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、 評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値（ %）＝ {()評価数/()対象評価項目数} ×100)	(減点) 該当すればd評価とする。 ☐ 工程管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。	(減点) 該当すればe評価とする。 ☐ 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。			

考査項目別運用表（公共建築工事）

考査項目	細別	対象	a	b	c	d	e
			安全対策が優れている	安全対策が良好である	安全対策が適切である	安全対策がやや不適切である	安全対策が不適切である
2. 施工状況	Ⅲ. 安全対策	対象	【評価対象項目】 ☐ ①災害防止（工事安全）協議会等を設置し、1回/月以上活動し、記録が整備されている。 ☐ ②店社パトロールを1回/月以上実施し、記録が整備されている。 ☐ ③各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正指示している。 ☐ ④安全教育・安全訓練等を適時適切に実施し、記録が整備されている。 ☐ ⑤安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録を整備している。 ☐ ⑥新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が反映され、記録が整備されている。 ☐ ⑦現場の各工程において適時適切に、安全管理の措置をしている。 ☐ ⑧重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。 ☐ ⑨山留め等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 ☐ ⑩仮設工事において、設置完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 ☐ ⑪使用機械、工具等の点検整備等がなされ、十分に管理されている。 ☐ ⑫工事現場における保安設備等の設置・管理が適切であり、よく整備されている。 ☐ ⑬過積載防止に十分に組み入れている。 ☐ ⑭「施工プロセス」チェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 ☐ ⑮その他（理由： ） 該当項目が90%以上.....a 該当項目が80%以上90%未満.....b 該当項目が60%以上80%未満.....c 該当項目が60%未満.....d		（減点）該当すればc評価とする。 ☐ 安全対策に関して、法令遵守の措置内容に該当する場合。	（減点）該当すればd評価とする。 ☐ 安全対策に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。	（減点）該当すればe評価とする。 ☐ 安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
					①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%) 計算の値で評価する。 ③評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数×100		
	細別	対象	a	b	c	d	e
			対外関係が優れている	対外関係が良好である	対外関係が適切である	対外関係がやや不適切である	対外関係が不適切である
Ⅳ. 対外関係		対象	【評価対象項目】 ☐ ①工事施工にあたり、関係官公署等の関係機関と協議及び調整を行い、トラブルの発生がない。 ☐ ②工事施工にあたり、近隣住民（施設管理者等を含む）と適切に協議及び調整を行っている。 ☐ ③引渡し時に施設管理者に対し、保守管理について適切な説明が行えるよう資料が整備されている。 ☐ ④工事の目的及び内容を、工事看板等により地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。 ☐ ⑤近隣住民（施設利用者や施設職員等を含む）対策を実施し、苦情が無い。または苦情に対して適切な対応を行い、以後のトラブルがない。 ☐ ⑥現場のイメージアップに取り組んでいる。 ☐ ⑦「施工プロセス」チェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 ☐ ⑧その他（理由： ） 該当項目が90%以上.....a 該当項目が80%以上90%未満.....b 該当項目が60%以上80%未満.....c 該当項目が60%未満.....d			（減点）該当すればd評価とする。 ☐ 対外関係に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。	（減点）該当すればe評価とする。 ☐ 対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
					①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%) 計算の値で評価する。 ③評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数×100		

考査項目	細別	対象	a	b	c	d	e
			安全対策が優れている。	安全対策が良好である。	安全対策が適切である。	安全対策がやや不適切である。	安全対策が不適切である。
2. 施工状況	Ⅲ. 安全対策	対象 〔評価対象項目〕 ☐ ①災害防止（工事安全）協議会等を設置し、1回／月以上活動し、記録が整備されている。 ☐ ②店社パトロールを1回／月以上実施し、記録が整備されている。 ☐ ③各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正指示している。 ☐ ④安全教育・安全訓練等を適時適切に実施し、記録が整備されている。 ☐ ⑤安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録を整備している。 ☐ ⑥新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が反映され、記録が整備されている。 ☐ ⑦現場の各工程において適時適切に、安全管理の措置をしている。 ☐ ⑧重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。 ☐ ⑨山留め等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 ☐ ⑩仮設工事において、設置完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 ☐ ⑪使用機械、工具等の点検整備等がなされ、十分に管理されている。 ☐ ⑫工事現場における保安設備等の設置・管理が適切であり、よく整備されている。 ☐ ⑬過積載防止に十分に取り組んでいる。 ☐ ⑭「施工プロセス」チェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 ☐ ⑮その他（理由： 該当項目が90％以上・・・・・・・・・・ a 該当項目が80％以上90％未満の場合・・・・・・・・ b 該当項目が60％以上80％未満の場合・・・・・・・・ c 該当項目が60％未満の場合・・・・・・・・ d ）	(減点) 該当すればc評価とする。 ☐ 安全対策に関して、法令遵守の措置内容に該当する場合。	(減点) 該当すればd評価とする。 ☐ 安全対策に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。	(減点) 該当すればe評価とする。 ☐ 安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。		
			①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%) 計算の値で評価する。 ③評価値(%)= {()評価数/()対象評価項目数}×100				
	細別	対象	a	b	c	d	e
			対外関係が優れている。	対外関係が良好である。	対外関係が適切である。	対外関係がやや不適切である。	対外関係が不適切である。
Ⅳ. 対外関係		対象 〔評価対象項目〕 ☐ ①工事施工にあたり、関係官公署等の関係機関と協議及び調整を行い、トラブルの発生がない。 ☐ ②工事施工にあたり、近隣住民（施設管理者等を含む）と適切に協議及び調整を行っている。 ☐ ③工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分りやすく周知している。 ☐ ④近隣住民（施設利用者や施設職員等を含む）対策を実施し、苦情がない。または苦情に対して適切な対応を行い、以後のトラブルがない。 ☐ ⑤現場のイメージアップに、取り組んでいる。 ☐ ⑥「施工プロセス」チェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 ☐ ⑦その他（理由： 該当項目が90％以上・・・・・・・・・・ a 該当項目が80％以上90％未満の場合・・・・・・・・ b 該当項目が60％以上80％未満の場合・・・・・・・・ c 該当項目が60％未満の場合・・・・・・・・ d ）	(減点) 該当すればd評価とする。 ☐ 安全対策に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。	(減点) 該当すればe評価とする。 ☐ 安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。			
			①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%) 計算の値で評価する。 ③評価値(%)= {()評価数/()対象評価項目数}×100				

考査項目別運用表（公共建築工事）

R7.4.1 適用
 （建築、電気、機械・工事主任用）

考 査 項 目	細 別	対 象	a	b	c	d	e
			出来形が優れている	出来形が良好である	出来形が適切である	出来形がやや不適切である	出来形が不適切である
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形		【評価対象項目】 ☐ ①承諾図等が、設計図書を満足している。 ☐ ②施工図等が、設計図書を満足している。 ☐ ③現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。 ☐ ④施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。 ☐ ⑤出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。 ☐ ⑥出来形の管理方法を工夫している。 ☐ ⑦解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。 ☐ ⑧不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。 ☐ ⑨その他（理由：			（減点）該当すればd評価とする。 ☐ 出来形の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。	（減点）該当すればe評価とする。 ☐ 工事請負契約約款第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。
			該当項目が90%以上.....a 該当項目が80%以上90%未満.....b 該当項目が60%以上80%未満.....c 該当項目が60%未満.....d			①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%) 計算の値で評価する。 ③評価値(%)＝{()評価数/()対象評価項目数}×100	

※1. 出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。

※3. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

考査項目別運用表（公共建築工事）

R7. 4. 1 適用
 （建築・工事主任用）

考 査 項 目	細 別	対 象	a	b	c	d	e
			品質が優れている	品質が良好である	品質が適切である	品質がやや不適切である	品質が不適切である
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品 質 建築工事	【評価対象項目】 ☐ ①材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足している。 ☐ ②品質確認記録の内容が、適切である。 ☐ ③施工の各段階における完了時の、品質が適切である。 ☐ ④躯体工事における施工の品質が、良好である。 ☐ ⑤内外仕上げ工事における施工の品質が、良好である。 ☐ ⑥不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 ☐ ⑦その他（理由： ）				（減点）該当すれば d 評価とする。 ☐ 品質の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。	（減点）該当すれば e 評価とする。 ☐ 工事請負契約約款第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。
	工事比率						

①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%) 計算の値で評価する。
 ③評価値(%)＝{()評価数/()対象評価項目数}×100

該当項目が90%以上.....a
 該当項目が80%以上90%未満.....b
 該当項目が60%以上80%未満.....c
 該当項目が60%未満.....d

工事比率の算出
 請負金額 千円 建築 千円 その他 千円
 （建築金額 千円 ÷ 請負金額 千円）× 100 = %
 評価
 （建築評価値 % × 工事比率 % + その他評価値 % × 工事比率 %) ÷ 100 = %

※ 1. 目的物の品質の水準を評価すること。
 ※ 2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

考査項目別運用表（公共建築工事）

R7. 4. 1 適用
 （電気・工事主任用）

考 査 項 目	細 別	対 象	a	b	c	d	e			
			品質が優れている	品質が良好である	品質が適切である	品質がやや不適切である	品質が不適切である			
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品 質		【評価対象項目】 ☐ ①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 ☐ ②品質確認記録の内容が、適切である。 ☐ ③施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。 ☐ ④システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 ☐ ⑤機材及び施工の品質が、良好である。 ☐ ⑥不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 ☐ ⑦その他（理由： ）			（減点）該当すれば d 評価とする。 ☐ 品質の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。	（減点）該当すれば e 評価とする。 ☐ 工事請負契約約款第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。			
	電気設備工事									
	受変電設備工事									
	工事比率									
			①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%) 計算の値で評価する。 ③評価値(%)＝{()評価数/()対象評価項目数}×100							
			該当項目が90%以上.....a 該当項目が80%以上90%未満.....b 該当項目が60%以上80%未満.....c 該当項目が60%未満.....d							
			工事比率の算出 請負金額 千円 電気 千円 その他 千円 (電気金額 千円 ÷ 請負金額 千円) × 100 = % 評価 (電気評価値 %× 工事比率 %+ その他評価値 %× 工事比率 %)÷100= %							

※ 1. 目的物の品質の水準を評価すること。
 ※ 2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

考査項目別運用表（公共建築工事）

R7. 4. 1 適用
 （機械・工事主任用）

考 査 項 目	細 別	対 象	a	b	c	d	e																														
			品質が優れている	品質が良好である	品質が適切である	品質がやや不適切である	品質が不適切である																														
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品 質		【評価対象項目】 ☐ ①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 ☐ ②品質確認記録の内容が、適切である。 ☐ ③施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。 ☐ ④システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 ☐ ⑤機材及び施工の品質が、良好である。 ☐ ⑥不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 ☐ ⑦その他（理由： ）			（減点）該当すれば d 評価とする。 ☐ 品質の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。	（減点）該当すれば e 評価とする。 ☐ 工事請負契約約款第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。																														
	暖冷房衛生設備工事																																				
	機械設備工事																																				
	工事比率																																				
			①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%) 計算の値で評価する。 ③評価値(%)={ ()評価数/()対象評価項目数}×100																																		
			該当項目が90%以上.....a 該当項目が80%以上90%未満.....b 該当項目が60%以上80%未満.....c 該当項目が60%未満.....d																																		
			工事比率の算出 <table> <tr> <td>請負金額</td> <td>千円</td> <td>機械</td> <td>千円</td> <td>その他</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>(機械金額</td> <td>千円</td> <td>÷</td> <td>請負金額</td> <td>千円)</td> <td>×100 =</td> </tr> <tr> <td>評価</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(機械評価値</td> <td>%×工事比率</td> <td></td> <td>%+その他評価値</td> <td>%×工事比率</td> <td>%)÷100=</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>%</td> </tr> </table>					請負金額	千円	機械	千円	その他	千円	(機械金額	千円	÷	請負金額	千円)	×100 =	評価						(機械評価値	%×工事比率		%+その他評価値	%×工事比率	%)÷100=						%
請負金額	千円	機械	千円	その他	千円																																
(機械金額	千円	÷	請負金額	千円)	×100 =																																
評価																																					
(機械評価値	%×工事比率		%+その他評価値	%×工事比率	%)÷100=																																
					%																																

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。
 ※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

考査項目別運用表（公共建築工事）

考査項目・細別		評 価 対 象 項 目
5. 創意工夫	■準備・後片付け関係	☐ 測量・位置出しにおける工夫 ☐ 現地調査方法の工夫 ☐ その他 理由： 詳細評価内容：
	■施工関係	☐ 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫 ☐ 工場加工製品等の活用による副産物及び廃棄物の減少またはリサイクルに対する積極的な取組み ☐ 土工事、地業工事、鉄骨建て方、コンクリート工事等の施工関係の工夫 ☐ 建築材料・機材等の運搬・搬入等を含む施工方法に工夫 ☐ 電気設備工事等の配線、配管等の工夫 ☐ 暖冷房衛生設備工事等の配管、ダクト等の工夫 ☐ 照明・視界確保等の工夫 ☐ 仮排水、仮道路、迂回路等の計画・施工の工夫 ☐ 運搬車両・施工機械等の工夫 ☐ 型枠、足場、山留め等の仮設関係の工夫 ☐ 施工管理及び品質向上等の工夫 ☐ プレハブ工法等の採用による工期短縮等の工夫 ☐ 仮設施工等の工夫 ☐ 既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫 ☐ 保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫 ☐ 作業の安全性向上のための施工方法等の工夫 ☐ その他 理由： 詳細評価内容：
	■品質関係	☐ 集計ソフト等の活用と工夫 ☐ 躯体工事の品質管理の工夫 ☐ 建築材料・機材の検査・試験に関する工夫 ☐ 施工の検査・試験に関する工夫 ☐ 品質記録方法の工夫 ☐ その他 理由： 詳細評価内容：
	■安全衛生関係	☐ 安全仮設備等の工夫（落下物、墜落、転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等） ☐ 安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫 ☐ 現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫 ☐ 酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫 ☐ 周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫 ☐ 改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫 ☐ 作業時における作業環境改善等の工夫 ☐ ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫 ☐ その他 理由： 詳細評価内容：
	■施工管理関係	☐ 出来形の管理等に関する工夫 ☐ 施工計画書または写真記録等に関する工夫 ☐ 出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫 ☐ CAD、施工管理ソフト等の活用 ☐ 施工合理化技術（※6）を活用した施工管理の工夫 ☐ その他 理由： 詳細評価内容：
	■その他	＜新技術活用＞※新技術に関する下記2項目での加点は最大2点とする。 加対象は受注者側から新技術活用を提案した場合のみとし、発注者が指定し活用した場合は加措置を行わないものとする。 ☐ （該当技術数： ）NETIS登録技術を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。（2点） ☐ （該当技術数： ）NETIS登録技術を活用し、活用の効果が一定程度確認できた。（1点） ※複数の技術の評価にあたっては、活用した技術数に応じ複数の評価項目を選択することを可能とするが、最大2点の加点とする。複数の技術が同一の評価項目に該当した場合、該当技術数に対し各項目の加点数を掛け合わせたものを評価の点数とするが、この場合も最大2点の加点とする。 ＜その他＞ ☐ その他 理由： ☐ その他 理由： 詳細評価内容：
	（最大7点）	
	評点計＝ 点	詳細評価内容：

※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点点評価する。

※2. 該当する数と重みを勘案して評価する。1項目1点を目安とするが、項目により1、2点で評価し、最大7点の加点点評価とする。

※3. 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。なお、工事主任の上司が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。

※4. 入札時の総合評価の提案に係る項目は評価しない。

※5. レ点を付した評価対象項目については、評価内容及び効果があった内容を詳細評価内容欄に記載する。

※6. 施工合理化技術（プレハブ化、ユニット化、自動化施工（ICT施工、ロボット活用等）、BIM、ASP等を活用したもので施工の合理化に資するものに限る。）を採用した場合。

※7. 考査項目「創意工夫」の「■準備片付け関係」から「■安全衛生関係」までの4つの細別ごとに、施工合理化技術を活用して効果があった場合に、その他の理由に具体的内容を記載して加点する。さらに、当該技術がNETIS登録技術である場合は、「■その他」＜新技術活用＞の項目に追加で加点できるものとする。